

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 庁名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|---------------------|--|--|--|----|
| 大阪高裁 | 本庁 | 民事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 保管されている郵券が、予納郵便切手管理袋記載額より82円少なかった。確認したところ、使用時の記載を漏らしていたことが判明し、郵券不足ではないことが分かったが、郵券を使用した場合は、予納郵便切手管理袋に連絡なく記載、押印する必要がある。【遅延違反(平成7年3月24日付け総三第18号事務課長遅延記第3の2の(1))】 | 郵券管理の重要性についての意識が不足していた。 | 同様の事例がないか、管理袋の記載及び現額が適正かについて郵券使用毎に確認させたところ、他に該当事例はなかった。過去の不適切事例を踏まえた郵券管理の重要性について改めて周知するとともに、郵券遅延等に従って適正に処理するよう指導した。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 民事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 債権記載事項において法務局宛の支払委託書の発送準備をするにあたって、予納郵便切手管理袋に押印額を除き所要の記載をして発送に必要な郵便切手を取り出し、法務局宛の封筒に上記郵便切手を貼付した上で、封筒を事件記録に挟んだ状態で保管していた。【遅延違反(平成28年12月15日付け総三第267号事務課長遅延「郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」記第3の1の(4))】 | 管理袋から取り出した郵券を貼った発送前の封筒を管理袋以外で保管することは、郵券(郵券を貼った封筒)の紛失につながりかねない。 | 通達及びその周連指観を可視化させるよう指導した。郵便切手を貼った封筒は管理袋に入れて保管する取扱いに改めた。 | |
| 大阪高裁 | 本庁 | 民事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 記当期日前の準備として、予め切手を貼った封筒を予納郵便切手管理袋外で保管し、因管理袋に発送予定日の日付を記載する不適切な取扱いがされていた。切手は実際に使用するまで同管理袋で保管して発送時に切手を封筒に貼るなどし、因管理袋には実際に使用した日付を記載する取扱いに改めることを検討されたい。【遅延違反(平成28年12月15日付け総三第267号事務課長遅延「郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」記第3の1の(4))】 | 管理袋から取り出した郵券を貼った発送前の封筒を管理袋以外で保管することは、郵券(郵券を貼った封筒)の紛失につながりかねない。 | 事務準備の段階で封筒に郵便切手を貼付する扱いを改め、実際に発送する時点に封筒に郵便切手を貼付し、予納郵便切手管理袋の年月日欄に実際に使用した発送日を記入する扱いに変更した。 | |
| 大阪高裁 | 本庁 | 民事 | (4)その他 | 記録出納簿に返送予定日及び返送日の記載がない。【遅延違反(平成7年3月24日付け総三第14号事務課長遅延「事件記録の保管及び返付に関する本様の取扱いについて」記第1の4の(2))】 | 整理に要する期間が未定であったことから、返送予定日を記載せずに記録の授受を行っていた。返送日の記載漏れについては、記録の返還を受けた担当者の認識として記録返還事実の確認(記録出納簿における記録返還受領者印鑑の押印)に重点があり、記録返還日の記載の必要性・重要性についての認識が十分でなかった。 | 審理の期間が未定である等の理由で返送予定年月日が明確でない場合でも、とりあえずの返送予定日を記載して同日までに確認を行い、引き続き使用する必要がある場合には、改めて返送予定日を定めたうえで再度貸出しの手続を取ることとした。また、記録の返送日の記載については、ミーティングを行い、記録の授受を明確にするため必要かつ重要な事項であることについて共通認識を持つとともに、今後は記録の返還を受けた際に各人が達成に返送年月日を記載することを確認した。 | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|--|---|---|----|
| 大阪高裁 | 地家裁 | 民事 | (4)その他 | 帳簿記録付経過簿の過去分の記載事項について、帳簿等の引組あるいは合ての記載が漏れており、正確に記載されていない。【遅延違反(平成4年8月21日付け経三第28号経務局長遅延・帳簿記録の漏付け等に関する事務の取扱いについて)記第2の40(2)】 | 遅延に基づいた帳簿記録付経過簿の正確な記載がなされていないことから、帳簿記録の誤発案につながりかねない。 | 前回査察時に指摘を受けた箇所につき、改良された点も受けられたが、確實に是正しきれていないかった点について是正した。長期にわたって引継がれされていない事件簿等については引き継ぐよう指導して引継を行った。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 民事 | (4)その他 | 和解調査、調査判決や書記官が起案する訴訟救助、手数料還付等の決定書類について、パソコンに保存した電子データを依次上書きして作成している書記官がいた。 | 上書き処理による過誤発生の危険性は認識しているものの、過去のデータを利用して処理する利便性を優先する余り上書き処理を行っていた。上書き処理によるリスク(個人情報の漏えい)及び改正の目的(上書き処理漏れに伴う過誤の防止)が全体で共有されていない可能性が高いことから、過誤発生につながりかねない。 | 対全体のミーティングにおいて、上書き処理を行なうことによる過誤の危険性を改めて認識させ、上書き禁止のルールの徹底を確認した。上書き処理を行なっていた職員に対しては、過去のデータについて、事件番号、当事者の氏名及び住所、裁判官氏名等を(●)で表示したものを作成させ、そのデータを元に和解調査等を作成するよう指導し、実施している。 共有フォルダ内の標準書式の充実を図り、標準書式を追加する場合には、書記官全員の意見を聽くことを確認した。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 家事 | (4)その他 | 非分割方式によって編成されている家事事件記録において、当事者から非開示の申出がされた書類を記録の末尾にその他の書類と区別してつづり込んでいたかった。【遅延違反(平成24年12月11日付け経三第336号・事務局長遅延・家事事件記録の編成について)記第4の2】 | 非分割方式による事件は、固体事件に比べると、非開示の申出がされる事例が少なく、書記官の危機意識も薄くなりがちである。 | 非開示情報が漏れたときの影響を伝え、申出者が提出されたときには早急に処理すべきことを指導した。事例が少なく、危機意識が薄くなりがちなため、今後も繰り返し注意喚起していくこととした。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 家事 | (4)その他 | 事件記録を決裁、起案等で、裁判官に貸し出す際は、即日返還が予定されない場合は事件記録出納簿等は所定の事項を記載した貸出カード等により、即日に返還が予定される場合には遅延の方法で、記録の出納を把握すべきであるが、その方法がられていない。【遅延違反(平成7年3月24日付け経三第14号経務局長遅延・事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて)記第1の40(2)のア)】 | 起案等の長期貸出にあたっては出納簿を利用していただが、それ以外の期日前の貸出等にあたっては、即日返還の場合、日をまたぐ場合にても期日簿等により記録貸出の事実確認が可能でありそれで足りると考えて、それらの場合に在遅延箇所に沿った取扱いを怠っていた。主任書記官をはじめとした係職員全員について、左記載の遅延箇所に関する知識が不足していることが原因であり、事件記録紛失につながりかねない取扱いである。 | 左遅延箇所を確認し、その定めに従った処理を行うよう指導した。 改善策として、職員らに遅延内容を説明し、即日返還される記録については事件番号・冊数等を記載したメモにより、日をまたぐ貸出記録については期日簿等に貸出日等記載のうえ借受人印を受ける方法により、いずれも場合も記録管理を行うこととした。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 家事 | (4)その他 | 事件記録出納簿の各貸出冊について、①返還予定期が記載されていないもの、②返還記録受領者印はあるものの、返還年月日が記載されていないものがあつた。【遅延違反(平成7年3月24日付け経三第14号経務局長遅延・事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて)記第1の40(2)】 | 遅延で定められた事件記録の貸出しに関する事務処理内容やその目的が一部の職員において共有されておらず、從来から返還予定期年月日等が記載されていなかったものを突然と認識し、返還予定期に基づく貸出状況の確認がされていなかったものであり、事件記録を適正に保管管理するという意識の低下、ひいてはそれが事件記録の紛失につながるおそれがある。 | 遅延で定められた事件記録の貸出しに関する事務処理内容やその目的を全職員に改めて周知するとともに、事件記録出納簿による貸出状況を定期的に確認するよう指導したところ、検査室において、ミーティング等により返還予定期年月日及び返還年月日の記載の徹底を図り、月に1回、事件記録出納簿を点検するように改善された。 | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度審記官事務等査察の査察結果報告書

| 庁名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|---|--|---|----|
| 大阪高裁 | 地裁部 | 民事 | (4)その他 | 裁判原本保存簿について、完結(裁判)日欄と保存終了の日欄の記載がないファイルが散見された。【遅延違反(平成4年2月7日付け経三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の適用について」記第4の2)】 | 完結日及び保存終了日の記載が漏れていることから、裁判原本扱いの届出書類等、適正な時期の廃棄が困難となる。裁判原本の保存の重要性に鑑み、当該事項の懈怠は看過できないところである。 | 原本保存簿の記載漏れについては、当該箇所を順次原本扱いにあたって記載補充するよう指導した。記載の補充作業は確實に進められている。 | |
| 大阪高裁 | 地裁部 | 民事 | (4)その他 | 裁判原本等保存簿について、被査察官において使用している様式に①「完結(裁判)の日」欄がなく、②「保存終了の日」欄には年のみが記載され、月日が記載されていないものがあった。【遅延違反(平成4年2月7日付け経三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の適用について」記第4の2)】 | 遅延で定められた事件書類の保存に関する事務処理内容やその目的が事件書類の保存事務を担当する職員において共有されておらず、裁判原本等保存簿の様式を改訂しないまま、従来から利用していくものを継続利用していたものであり、各事件書類の事件完結の日を確認することなく総括して保存に付した結果、事件書類の誤解誤用につながるおそれがある。 | 遅延で定められた事件書類の保存に関する事務処理内容やその目的を事件書類の保存事務を担当する職員に周知するとともに、速やかに裁判原本等保存簿の様式を改めた上で、ミーティング等により、「完結(裁判)の日」欄及び「保存終了の日」欄の記載の徹底を図るよう改善された。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|--|--|---|----|
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 当直で使用する郵便切手を保管する袋が破損しており、脱漏の危険があつた。 | 郵便切手の保管に対する関係職員の怠慢の疎かが問題である。 | 郵便切手を封筒に入れ、その封筒を落とができるよう工夫したクリアファイルに収納するようにした。更に、そのクリアファイルについては、横が開いている部分に2穴パンチで穴を空け、フラットファイルに替じることにした。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 遅延、マニュアル、床例簿など、漫然と古いままで置かれている部署があつた。 | 指揮となるものを常に最新のものにすることの重要性が前に置かれていない。 | 新しいものを備え置いた。改定等があつた場合には、その都度新しいものに差し替える事務処理を構築する必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 即日返還予定の裁判官への記録の貸出しについては、メモを作成するなど適宜の方法を探るべきであるが、そういった方法を探ることなく、単に記録に頼った事務処理をしていて。 【遅延違反 事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて記第1の4(2)】 | 記録の保管責任者が書記官であることの認識が希薄である。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 秘匿団体については、各庁でそれぞれ取決めがある。それにも関わらず、代理人間調書へは不起訴とされた特定情報の記載、マスキング漏れ(付せんによるマスキングを含む)、又は、秘匿情報共有のために作成することが義務付けられた用紙の記載間違いなど、適正な事務処理がなされていない。 | 秘匿情報が流出したときの危機意識が欠如している。また、自府で取り決められた事務処理要領を理解していない。 | 秘匿情報が流出すれば、どのような事態になるかを理解させる取組みが必要である。また、何故マスキングしなければならないかを前に落ちるように指導する必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 録音体を引用した公判調査について、録音体は期日毎に作成する必要があるところ、複数の期日の録音内容を1つの録音体に格納していた。 | 本件は、2期目分を同時に格納したのではなかったが、1枚に両期日分の録音データが格納されている。期日ごとに調書が作成されていないのではないかとの懸念が生じる。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で平成21年5月19日付け事務連絡の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 判決書本交付申請書に貼付された収入印紙の消印跡が散見された。 【遅延違反 交付分配遅延記第2の7(1)】 | 収入印紙を何枚消印しなければならないかの重要性(現金と同じであるという意識)が前に落ちていない。 | 収入印紙を消印することの重要性を念頭に置きながら遅延の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 返還予定日の無い記録出納簿を使用していた。 【遅延違反 事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて記第1の4(1)】 | 記録の保管責任者が書記官であることの認識が希薄である。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 刑事 | (4)その他 | 密判延喜の身柄動員に不要な小机が置かれていたり、密判延喜や證護措置室の机上にベンチ等が置かれていたりした。 | 逃走事故防止及び危害行為防止に向けた意識の疎かに原因がある。 | 職員が前に落ちるまで、何度もミーティングを実施するとともに、定期的に視察をする必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 少年 | (4)その他 | 事件記録出納簿について、返還予定日の記載漏れが散見された。 【遅延違反 事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて記第1の4(1)】 | 記録の保管責任者が書記官であることの認識が希薄である。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|---|---|--------------------------------------|----|
| 大阪高裁 | 地家裁 | 少年 | (4)その他 | 記載を終えた帳簿につき、記載を終えた年度の途中に保存のために記録係に引き継がれていた。記録係は引き継ぎ時期の確認をしないまま、漫然と引き継ぎを受けた年度の初日を保存の始期として保存に付していく。 【遅延違反 帳簿記録の受け付け等に関する事務の取扱いについて記第3の1(1)】 | 正規の保存期間満了前に、帳簿を保管することになりかねない。規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 少年 | (4)その他 | 担当官への記録の貸出につき、担当係は返還予定期の記載が無いため、保管送付遅延の貸出カード相当の機関に留まっているところ、記録の貸出しが1か月を超えるものがあった。相当期間が経過した時点で事件記録出納簿に移記するか、又は、当初から事件記録出納簿を使用するのが相当である。 【遅延違反 事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて記第1の4(11)】 | 記録の保管責任者が登記官であることの認識が希薄である。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 少年 | (4)その他 | 事件簿の保存につき、コンピュータを利用した事務処理を行う場合、少年事件処理システムを導入する以前については、事件簿に代わるものとして磁気テープ(CD-R)にデータを複数するか、印刷した書面を保存すべきところ、導入前の2年分につき、上記処理を行っていないかった。 【遅延違反 コンピュータを利用した事務処理の運用について記第1の2】 | 帳簿の重要性を把握していない。 | 帳簿の重要性を認識するとともに、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |
| 大阪高裁 | 地家裁 | 少年 | (4)その他 | 事件終局後の保護観察所への社会記録の一時貸出につき、事件記録出納簿を使用していない。 【遅延違反 事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて記第1の4(1)】 | 記録の保管責任者が登記官であることの認識が希薄である。 | 規定された趣旨を念頭におきながら、係等全体で遅延の確認を行う必要がある。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|---------------------|---|---|---|----|
| 大阪地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 秘密希望の上申書を閲覧既写不可として別添りにし、秘密の指摘をとっているにもかかわらず、事件記録中の封袋に、秘密希望の債権者の新住所を記載した書面を入れた上、その旨を付箋に明記して申立書に貼っていた。 | 秘密情報の管理として事務処理が定められており、それに従って秘密希望の上申書を別添りにして秘密情報を管理しているものの、秘密情報の事務処理を定めている趣旨を理解していないことが原因で、一件記録から遠やかに秘密情報をあることを分かることにするため、別途書面を作成したり、付箋を申立書に貼ったりして、秘密情報の漏出を容易にする結果を招いている。 | 秘密情報の取扱いを定めた趣旨を再度周知し、一つ一つの手順が定められた意義を各自検討して、ミーティングなどで議論して理解を深める。また、職員の理解を深め、かつ、経験の浅い登記官も遠やかに対応できるようにモデル記録を用意している事例を紹介し、各部署の議論の際に参考する。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 平成28年受理で、現在も進行中の秘密希望のある事件について、秘密指摘を執っているのに、裁判官の判断を得ていないものがあった。 | 秘密情報の管理として、事務処理が定められており、それによると裁判官と情報を共有し、裁判官の判断を受けてこれを記録上明記することになっているにもかかわらず、これを遵守していない。 | 秘密情報の取扱いを定めた意義を理解し、ミーティングなどの議論の際に、秘密情報を流出した場合の問題点を具体的に検討することによって、事務フローを遵守することの重要性を理解する。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 民事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 異動時の事務の引継ぎにおいて、郵券の種類確認について、予納郵便切手管理係の下部欄に捺印確認の押印があるが、日付の記載もなく、どの時点での確認かが不明なため、確認時点での最終記載事項の次の行に記載するのが相当である。 | 郵券については、書記官として、的確に事務処理して、これを記録上明示的に表示する必要があることを理解すべきであるが、担当書記官はこれを理解しないまま、下部欄に押印したものである。 | 郵券の管理等の遅延については、單に手続の存在を知っているだけではなく、一つ一つの手続が定められた趣旨を正確に理解し、ミーティングなどを活用して具体的な手続について議論する。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 刑事 | (4)その他 | 被疑者段階で国選弁護人が退任されている事件について、勾留中のまま略式起訴された後、略式命令に対して正式裁判請求がなされており、被疑者国選弁護人の効力が維持されているにもかかわらず、正式裁判請求時に弁護人退任照会を行い、回答書を提出させている事実があった。 | 被告人に対する略式命令副本送達の翌日には記録を検察庁に返却するため、正式裁判請求時には裁判所に略式命令事件の記録がなく、検察等からも国選弁護人の有無を確認することができないことがから、弁護人の有無にかかわらず、一律に弁護人退任照会を行う扱いとなっており、被疑者国選弁護人の有無の確認をする方策がとられていない。 | 被告人が正式裁判を請求した際又は、検察官から訴訟記録を受領した際に、被疑者段階で弁護人が退任されていないことを確認した上で、被告人に對し弁護人退任に関する照会を行うこととした。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 刑事 | (4)その他 | 記録背表紙底に被疑者国選弁護人記録のうち離署欄に綴るものや事前準備連絡票などが突然と綴ってあつたり、第4分類の直後に分界紙を挟まずに同様の書類が綴ってある記録があった。 | これら書類は、辯訴や事件確定後に外しているとのことであったが、予断解除の問題や閲覧既写の対応で問題となることがある。 | これらの書類を記録に載らぬこととした。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 刑事 | (4)その他 | 自庁通達で自庁帳簿に定められていない帳簿を作成・使用し、帳簿記録未付け既退却に登録しているものがあつた。 | 自庁帳簿を定めた所長通達や首席事務連絡の内容を正確に把握していない。 | 通達等を確認し、自庁帳簿に当たらないものについては、備え付け既退却に登録しないこととした。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 刑事 | (4)その他 | 検察庁宛の事件記録出納簿に返還予定年月日が記載されていなかった。 | 貸出記録の管理が適切に行えない。 | 今後は、返還予定年月日を必ず記載することとした。 | |
| 大阪地裁 | 支部等 | 刑事 | (4)その他 | 秘密決定がなされた記録に秘密情報にマスキングがなされていないものがあった。 | 閲覧や譲写の際に、秘密情報が漏出する可能性がある。 | 記録に貼った後、速やかにマスキングをすることとした。 | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|---------------------|--|--|--|----|
| 京都地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 破産事件において、保全金の受領者の写し、執行官の請求書に添付される費用メモ、債権者からの進行に関する上申書等、記録ではないと思われる書類を第3分類に扱っていた。 | 個別の画面を法令上の記録に当たるものとして事件記録に取り込むか否かは、受訴裁判所の判断によるが、担当書記官ごとに取り扱いが異なっていた。認因情報の漏えいのリスク等を考慮すると、事件記録に扱るのは必要最小限にとどめるのが好ましいことから、府内での認識の共有が必要である。 | 事件記録に取り込む書類の範囲について、裁判官を交えて意見交換をし、共通認識を図るよう指導した。 | |
| 京都地裁 | 支部等 | 民事 | (2)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 予納郵便切手を使用した際、予納郵便切手管理袋の記載が漏れていた。 | 單純なミス(記入漏れ) | 定期的に予納郵便切手管理袋の中身を確認することにより、予納郵便切手管理袋に記載されている額と実際の額券額に齟齬が生じない事務処理を指導した。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 庁名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|--|---|--|----|
| 京都地裁 | 支部等 | 刑事 | [4]その他 | 保存期間の異なる帳簿(医療秘密処遇事件簿(30年)と訴訟費用免除申立事件簿(10年))を合併して保存に付していく(送達違反(平成4年8月21日付け事務経理部「事件関係の帳簿等の備付け等について」記第2の1、別表第2)) | 対象となった帳簿は平成19年度に作成されたものであるが、帳簿等の紙類及び複数に付する事項は、平成26年まで指定査察事項とされていたものであり、被査察庁において不相当な事務処理がなされていることはその当時免見可能であったのに、免見できていなかった。 | 帳簿は各別に組り直すなどして、医療秘密処遇事件簿の該当を起こさないよう指導した。 併せて、過去に保存に付された帳簿等について、不相当な事務処理をしているおそれがあるのを、帳簿等の複数に付する事項には、保存期間が完了しているかどうかを、複数の職員が直接するよう、注意喚起した。 | |
| 京都地裁 | 支部等 | 刑事 | [4]その他 | 勾留質問室の前に置かれた椅子の上に被疑者側弁護人請求書等の用紙が挟まれた用紙挟みが積み上げられ、かつ、書記官机の抽斗内の整理も不十分なままであった(なお、裁判官及び書記官机上については、必要最小限度のものしか置かれていない状態であった。)。 | 勾留質問室からの逃走及び加害行為防止策は組織的に行っていく必要があるところ(平成26年3月23日付け経理局総務課長、刑事局第二課長、家庭局第一課長事務連絡「裁判所庁舎における逃走等防止策について」本文)。被査察庁においては、昨年度の査察実施時は勾留質問室内の備品等の配置に特段の問題は見られなかったが、その後、事務処理の効率化を優先して、逃走等防止策がおろそかになってしまっていた。 | 事務に必要な用紙類等は、被疑者から目視できないよう、抽斗内あるいはレターケース等に整理して収納するよう、指導した。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 庁名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|---------------------|--|---|--|----|
| 神戸地裁 | 支部等 | 民事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 予納郵便切手保存庫上、少額のため引組・保存されている郵便切手(10円)が、当該支払督促事件の予納郵便切手管理制度では受領の扱いになっておらず、少額のため引組ぐ旨の記載もなかった。支払督促事件処理システムには_____として入力したため、予納郵便切手管理制度に記載されている10円が存在することとなった(予納郵便切手の取扱いに関する規程(昭和46年最高裁判所規程第4号)、平成7年3月24日付け最高裁三第18号事務統長通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について)。 | 通常に従った処理でないことを理解していたものの、支払督促事件処理システムでは、_____の入力ができないものであるとのシステムの操作方法の知識不足から、やむを得ず当該処理をしているとの認識で事務処理を行っていたが、規範に違反した事務処理を何らかの方法により是正しなければならないとの考え方には及ばず、庁として是正に向けた検討がなされていなかった。 | 支払督促事件処理システムの操作を再確認したところ、入力が可能であることが判明したため、規範に従った正確な処理をすることとした。 また、本指摘事項に限らず、職員個人の思い込みや從前からの認識により事務処理を行うのではなく、現在の事務は規範に違反していないか、規範に従っていないとするどのような方法で是正すればよいかということを常に意識して執務に当たり、声を上げていくことで認識を共有した。 | |
| 神戸地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 民訴規則170条2項の証人等の陳述の記録の保存について、保存用記録媒体(CD-R)ではなく、複製用記録媒体(CD-RW)に保存していた(平成29年5月31日付け最高裁三第47号税務局長、情報政策課長通達「訴訟専用係の専用・供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」、同日付け税務局第三課長事務通達「訴訟専用係係長の専用・供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて)。 | 当該証人等専用記録は通常において保存用記録媒体に保存するものと定められていること、事務通達において選用イメージとして示された別紙6の各種保存用記録媒体の想定している使用場面に記載されている内容、保存用記録媒体としてCD-Rが示されている理由(CD-RWを使用することの問題点)を正しく理解していないかった。 | 管理職員を始めとして当該部署の職員に対し通達等の内容を改めて周知し、十分な理解を図り、保存用記録媒体に保存するよう改めた。 また、新たな規範が示された際には、それを十分に読み込み理解すること、疑問等があれば、当該部署限りで判断して事務処理を進めるのではなく、問い合わせや検討を行い、正しく理解した上で適正な事務処理を行っていくということで認識を共有した。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|---|---|--|----|
| 神戸地裁 | 支部等 | 刑事 | (4)その他 | 秘匿決定した事件については、秘匿情報確認表に秘匿すべき情報を記載して同確認表をファイルに囲ってロッカーに保管し、裁判官を含めて刑事係全員で秘匿情報を共有することになっているのに、該当事件について秘匿情報確認表が未作成でファイルに組られておらず、情報共有が十分できているとはいえない状況であった。 | 本庁と同様、昨年1月から当該支部でも左記の方法により秘匿情報を共有することにしていたが、秘匿決定等を要する事件が頻にかかることもあって、刑事係内においてその周知及び引継ぎ態勢が十分でなく、情報共有の方法に不備があった。 | 翌年後直ちに、該当事件の秘匿情報確認表を作成し、それをファイルに囲ってロッカー内の公用部分に保管し、裁判官を含めた刑事係職員全員に対して、秘匿情報の共有方法を周知するとともに、異動時の引継ぎにおいても、引継ぎ漏れがないよう、引継ぎの優先事項とした。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 序名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|---------------------|---|--|--|----|
| 大津地裁 | 支部等 | 民事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 事件記録の予納郵便切手管理表における、予納郵便切手の保管について、①予納郵便切手をクリップ留めすることなく小袋に入れている、②留めていても、付箋等の紙で保護することなく留めている、③小袋の大きさが郵便切手の量から適切ではない、④予納郵便切手管理表の口を閉じる際に使用するクリップの大きさは不適であるものが見られ、亡失や損傷を防止するための指図が形式的とも思われるものが見られた。 | 規範に従った確認や、不適切な事務を行わないことにに関する意識、通達等の規範の他、当庁の申合せを遵守しようという意識が見られるものの、形式的な理解に留まっているのではないかと思われる部分がある。 | 事件記録の査閲時に気づきがあったものは、その場で趣旨を説明した上で指導をし、面談、講評時においても予納郵便切手に関する各規範を理解する取組みを継続して行っていくよう指示をした。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|-------|-------|------|--------|---|---|--|----|
| 和歌山地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 平成28年度の判決原本捺印が捺成されていたにもかかわらず、原本保管庫への記載がされていなかった(規程違反:保存規程記第4の2)。 | 帳簿詰票に関する事務担当者(庶務課長)が1人で、その担当者が作業時に見落としたものである。小規模庭において、帳簿詰票の記載をダブルチェックすることは、他の事務との比較上、相当とは考えられないことから、適切にセルフチェックを実施する態勢の整備が課題である。 | 作業後、改めて記載漏れ等についてセルフチェックするよう指導する。また、引き続き、書記官事務等査察において、査察官等において点検することにより、適切な事務を継続させる。 | |
| 和歌山地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 帳簿詰票備付経過簿に記載等用紙授受簿の記載がなかった(通達違反:帳簿詰票通達記第2の4の(1)のウ)。 | 帳簿詰票に関する事務担当者(庶務課長)が1人で、その担当者が帳簿詰票備付経過簿に記載すべき帳簿を適切に理解していなかったものであり、担当者が交替した後には、再度、同様の誤った事務処理がされる可能性もあることから、管内裁判所に対して定期的に帳簿詰票備付経過簿に記載する具体的な内容を情報提供し、正確な理解をさせるための継続的な取組が課題である。 | 年に1回実施している、松任事務に関する研修において、帳簿詰票に関する理解を深めさせるよう、更に工夫して指導していく。また、新たに庶務課長等に着任する職員に対して、あらかじめ帳簿詰票の理解を深めるよう指導とともに、不明な点については、民事松任に確認するよう指示する。 | |
| 和歌山地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 地裁と京阪の期日簿が合致されていた(通達違反:帳簿詰票通達記第1の2)。 | 小規模支部においては、地裁民事事件及び京阪民事事件を1人の書記官が担当していることから、それらの事件簿を一覧できるよう合致する運用としていた。規範との整合性と合理性とが相反する点が課題であった。 | 期日簿は、横付けを必須とする規範ではないことから、帳簿としての横付けを廃止し、その後の期日簿は、書記官が事務処理の便宜上、作成しているメモとして整理することを検討している。 | |
| 和歌山地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 引き継がれた事件関係帳簿について、記載終了等の記載等がないものがあった(通達違反:帳簿詰票取扱通達記第3の1の(1)のイ)。 | 帳簿詰票に関する事務担当者(庶務課長)が1人で、その担当者が作業時に見落としたものである。小規模庭において、帳簿詰票の記載をダブルチェックすることは、他の事務との比較上、相当とは考えられないことから、適切にセルフチェックを実施する態勢の整備が課題である。 | 作業後、改めて記載漏れ等についてセルフチェックするよう指導する。また、引き続き、書記官事務等査察において、査察官等において点検することにより、適切な事務を継続させる。 | |
| 和歌山地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 帳簿詰票備付経過簿に記載すべき帳簿の記載がなかった(通達違反:帳簿詰票通達記第2の4の(1)のウ)。また、帳簿の保存の始期の記載がされていなかった。 | 帳簿詰票に関する事務担当者(庶務課長)が1人で、その担当者が帳簿詰票備付経過簿に記載すべき帳簿を適切に理解していなかったものであり、担当者が交替した後には、再度、同様の誤った事務処理がされる可能性もあることから、管内裁判所に対して定期的に帳簿詰票備付経過簿に記載する具体的な内容を情報提供し、正確な理解をさせるための継続的な取組が課題である。 | 年に1回実施している、松任事務に関する研修において、帳簿詰票に関する理解を深めさせるよう、更に工夫して指導していく。また、新たに庶務課長等に着任する職員に対して、あらかじめ帳簿詰票の理解を深めるよう指導するとともに、不明な点については、民事松任に確認するよう指示する。 | |
| 和歌山地裁 | 支部等 | 民事 | (4)その他 | 帳簿詰票備付経過簿に記載すべき帳簿の記載漏れが判明した時、当該作成年度の帳簿詰票備付経過簿ではなく、判明した年度の帳簿詰票備付経過簿に記載されていた(通達違反:帳簿詰票通達記第2の4の(2))。 | 帳簿詰票に関する事務担当者(庶務課長)が1人で、その担当者が帳簿詰票備付経過簿に記載すべき帳簿を適切に理解していなかったものであり、担当者が交替した後には、再度、同様の誤った事務処理がされる可能性もあることから、管内裁判所に対して定期的に帳簿詰票備付経過簿に記載する具体的な内容を情報提供し、正確な理解をさせるための継続的な取組が課題である。 | 年に1回実施している、松任事務に関する研修において、帳簿詰票に関する理解を深めさせるよう、更に工夫して指導していく。また、新たに庶務課長等に着任する職員に対して、あらかじめ帳簿詰票の理解を深めるよう指導するとともに、不明な点については、民事松任に確認するよう指示する。 | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|---|--|---|----|
| 大阪家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 後見開始事件の申立時即日事情聴取で、申立時に中立書類一式を受領し、担当係で立件の上、当該書類をクリアファイルに入れた状態で参与員に交付して、参与員が即日事情聴取を行っている。 | 中立書類一式を受領した後は、速やかに事件記録として役紙をつけてファイルにどじるかつづり紐でどじるなどして構成すべきであり、クリアファイルに挟んだだけの状態で参与員に交付し、即日事情聴取を実施することは、書類紛失の危険性が大きく相当でない。 | 受付担当者において申立書類一式を事件記録用ファイルにとじて記録を構成してから参与員に交付するよう、審務フローを改めた。 | |
| 大阪家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 平成26年、27年の保全命令事件簿、東京原告事件簿が、記載終了後、記録係に引継末了のままとなっていた(平成4年8月21日付け総第三28号秘務局長通達「総務諸課の届付け等に関する事務の取扱いについて」第3の1(1)ア)。 | 記録係に引継ぎ可能な帳簿等を、特段の理由なく引き紐がないで部で保管しておくことは、帳簿等の紛失の危険性や適時の収集がなされないなどの不適切な状態となり、相当でない。 | 総務諸課の引継事務を一人の担当者で処理するのではなく、複数の者で相互に確認しながら実施するよう改めた。指摘された帳簿は即日引き替いだ。 | |
| 大阪家裁 | 支部等 | 少年 | (4)その他 | 【通達違反(平成27年3月24日付総第三14号秘務局長通達記第1の40)(1)】 事件記録出納簿の「返還予定年月日」欄に、返還予定年月日の記載のないものが見受けられた。 | 指摘箇所は、すべて試験観察にかかる事件記録であった。いつ試験観察が終了して記録が返還されるのが貸出時にわからないため、返還予定年月日の記載をしていなかったとのことである。事件記録の所在管理及び事件の進捗管理という観点から、このような場合であっても、返還予定年月日を検査官との間で定めて記載すべきであるが、そのような認識が欠けていたと言える。 | 速やかに「返還予定年月日」を補充するとともに、職員間で記録管理の重要性や返還予定年月日の記載の必要性を話し合わせ、それぞれが意識を持つようにさせた。 試験観察の際の返還予定年月日の記載方法について検討させたところ、毎日、検討結果として、「書記官と検査官との間で、記録授受の際に、事件の内容に鑑みて、可能な限り確からしい返還予定日を記載することとなった。」旨の報告を受けた。 | |
| 大阪家裁 | 支部等 | 少年 | (4)その他 | 少年審判庭内[■■■■■]に、 佐治不明な椅子が残置されていた。 なお、後日、当該椅子は、共同調査が命じられた事件において、二人目の調査官が座るための椅子として置いてあったことが判明した。 | 当該椅子が置かれた場所は、[■■■■■]入口に近接した場所であり、凶器になる恐れがある椅子を置くことへの危機意識が不足しているものと指摘される。更に、この点については、平成28年7月に実施したブレゼンツにおいて(残置された椅子は別のものであったが)、同様の指摘をしたにもかかわらず、その改善状況の連携ができていなかったものであり、組織全体として、事故防止に対する意識が薄弱である。 | 直ちに当該椅子を撤去すること、ミーティング等の場で、裁判庭等での事故防止意識の向上を図ること、今後も定期的に審判庭を含む身柄エリヤの点検を行い、定期的な研修やミーティングで事故防止意識を活性化する工夫が必要であることを指導した。 また、本庁から2か月に1回次席書記官が職員との意見交換に来庁するが、その度ごとに身柄エリヤの視察及び点検を行うこととした。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|---------------------|--|---|--|----|
| 京都家設 | 支部等 | 察事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 予納郵券の残郵券返還の手続の後、主任書記官は、管理袋の一連の記載内容を確認した上で、余白に押印すべきところ、終局事件記録において、押印漏れがあつた。 | 予納郵券の残郵券返還時の主任の事務については、H7.3.24付け税務局長通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」記載の(1)に基づくものであり、適正な返還事務を完了させるべく、管理袋の記載を確認後は、押印捺置を取る職員があり、その結果の押印の有無についても、改めて留意する必要がある。 | 予納郵券の残郵券の返還の際の主任書記官による確認と余白への押印実施について、終局記録引継ぎ時には係官記官において、記録登録時には、主任書記官において、主任書記官による確認漏れがないか改めて確認の上入庫することとした。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------------------------------|---|--|--|----|
| 神戸家裁 | 支部等 | 家事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 担当書記官が主任書記官から、予納郵便切手を払い渡されたとき、度々に頭の確認をしていない。 | 郵便規程や郵便通達上、受領事務について、係書記官の補助者が行うこと出来る定めはない。これは、係書記官が使用のために受領するものであり、使用の前提としての受領の確認は、自らが受領後直ちに行う必要があることから、係書記官の補助者を用いることができない。それを行わずに、使用を行うことにより、不足等の発見が遅れ、適正な管理ができなくなる。 | 予納郵便切手に関する規範の整理について、郵便通達や事務連絡を確認して、係内でも確認するよう指導した。 | |
| 神戸家裁 | 支部等 | 家事 | (1)予納郵便切手の取扱いに関する事項 | 調停事件の終了通知書の送付費用を、当事者が予納した郵便切手を使用して送付していた。 | 知識不足による。 | 家事事件手続料費用の負担について(昭和31年7月9日家庭甲第104号家庭裁判所長あて家庭局長通知)を示し、併せて、その他、家事事件の費用負担に掛かる通知を送付して知識付与等の指導を行った。 | |
| 神戸家裁 | 支部等 | 家事 | (2)正本等の作成に関する事項 | 古い渡し前の判決原本を、記録の末尾に括り込んでいた。 | 当事者等に古渡し前の、判決内容が漏れる可能性がある。 | 古渡し前の判決原本は、記録と別保管を行うよう、係内でも改めて共有させ、指導をした。 | |
| 神戸家裁 | 支部等 | 家事 | (3)システムに入力する帳簿結果に登載すべき情報に関する事項 | なし | | | |
| 神戸家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 密匿の申し出がなされている事件について、MINTASの[]の[]のステータスを[]に切り替えてない事件があった。 | 情報の漏出のおそれが生じる。 | 今年度8月に本庁で策定した「非開示希望情報等に管理に関する申合せ」に目を通し、それぞれの意味を理解をして漏れが生じない態勢を考える。 | |
| 神戸家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 後見監督事件において、後見等報告書の提出日から3週間以内に書記官が審査できていないものがあった。 | 後見人の不正等が生じた場合の早期発見ができる、適正な処理が後退して、引いては裁判所の信頼が失墜する。 | 主任書記官による事務処理の把握と指導は当然であるが、庶務課長や裁判官を含めた組織的な管理態勢を含めて、後見未済事件の把握と事件進行管理の強化を指導した。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- ・類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- ・その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|---|---|--|----|
| 神戸家裁 | 支部等 | 少年 | (4)その他 | 秘匿決定がなされた被害者の住所について、その住所が推認できる図面のマスキングが不十分なものがあった(隸写はなされていない。)。 | 記録上に現れた具体的な氏名や住所等については、マスキングの漏れがないように注意が払われていることがうかがわれるが、住所が容易に推認できる図面や地図等について、チェックが漏れたと思われるものがあった。 | マスキングの漏れを防ぐためのダブルチェックの徹底はもちろんのこと、具体的な氏名や住所等のみならず、それを推認できるような地図等についても、注意を払うことを日頃から共有する。 | |
| 神戸家裁 | 支部等 | 少年 | (4)その他 | 少年裁判廷内において、小椅子及び小机が複数設置されているが、危険行為の道具とされる恐れがあるため、その数を減らすことを検討できないか。 | 加害行為防止の観点から、身柄勤続及び身柄エリアは整理整頓されていたが、審判廷内において、鑑別所職員及び警備等のため立ち会う職員用の小椅子や荷物置き用の小机が複数設置されているが、安全確保のため、その数を減らすことが可能かどうか検討を依頼した。 | 小椅子については、必要以外のものは別室で保管することとした。小机については、結束する予定である。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
- その外具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

平成29年度書記官事務等査察の査察結果報告書

| 府名 | 本庁・支部 | 事件種別 | 査察事項 | 指摘事項 | 課題等 | 事務処理上の改善策 | 備考 |
|------|-------|------|--------|---|--|--|----|
| 大津家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 予納郵便手交保管簿について、受入れの摘要欄の記載方法に間に、通達では「引取を受けた事由及び予納者の氏名を記載する。」と定められているところ、予納者の氏名が記載されていなかった。郵便切手を入れている袋にも予納者が記載されていないものも見受けられた。 また、予納者の氏名は記載されているが、引取を受けた事由を記載していないものもあった。 【通達違反(平成7年3月24日総三第18号事務秘長通達第6、2、(2)、(4)】 | 調査事件の場合、事件記録開票後には予納者が誰であるか特定できなくなるおそれがあるところ、担当者において、通達を確認することなく、漠然と前年度の記載方法を踏襲していた点に問題がある。 | 記載漏れのあった欄については、事件記録を確認するなどして、追記した。今後の改善策としては、予納郵便手交保管簿の末尾に通達を記入し、いつでも通達を確認できるようにした。また、関係職員に対し、前任者の事務処理を漠然と踏襲することなく、その都度通達等を確認しながら事務処理するよう指導した。 | |
| 大津家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 平成29年度の事件記録出納簿の備付けがあるのに、帳簿諸票備付経過簿に作成日付が記されていた。 | 現実に帳簿の備付けがあるにもかかわらず、帳簿諸票備付経過簿に登載されなければ、帳簿の保存もできず、その存否があいまいになるおそれがあるところ、担当者において、帳簿と帳簿諸票備付経過簿の記載を照合していなかった点に問題がある。 | 実際の帳簿を確認した上で、帳簿諸票備付経過簿の作成日付欄に記入した。今後は、備え付けた帳簿と帳簿諸票備付経過簿の記載を照合して記載漏れを防止するよう、関係職員に対し指導した。 | |
| 大津家裁 | 支部等 | 家事 | (4)その他 | 後見関係事件については、管理終了時に原本分離することになっているのに、平成19年1月から平成24年12月までに終局した事件について、管理組込中であるにもかかわらず原本分離している。 【通達違反(平成4年2月7日総三第8号事務秘長通達第1、1(3)、第3、3、(2)】 | 原本の保存期間に影響する重要な事務処理であるところ、当時の担当者が最高級の通達等を失念していたと思われる。また、現在の担当者においても管理組込中の事件については気付くことができたにもかかわらず、漠然と事務処理していた点に問題がある。 | 対象となる原本は100件余となるため、管理組込中のものは事件記録に成し、管理終了のものは原本經りを移し替える作業を順次進め、その作業を完了した。 現在の担当者は適切に事務を行っているところであるが、今後異動による引継ぎの際には、誤りを起さないように留意して引き継ぐよう指導した。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |